

医師臨床研修費補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。

2 補助対象

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。

なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると地方厚生局長が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に定める。

3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく臨床研修事業とする。

4 申請の手続き

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、単独型・管理型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

(1) 管理型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあつては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

なお、単独型臨床研修病院についても、これに準じて取り扱うこととする。

(2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

(3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成18年度からの歯科医師臨床研修の必修化を踏まえ、臨床研修開始時点における研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることに対する支援を目的とする。

2 補助対象

(1) 臨床研修事業

歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年6月28日厚生労働省令103号（以下「省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修施設及び省令に準じて臨床研修を行う歯学又は医学を履修する課程を置く公私立大学附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）であり、現に研修歯科医を受け入れている施設を対象とする。

(2) 臨床研修支援事業

省令に準じて臨床研修を行う公私立大学歯学部附属病院であり、今後臨床研修を行う予定である歯科医師国家試験の受験資格を持つ者（以下「支援対象者」という。）を現に受け入れている施設を対象とする。

3 補助対象外

国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う施設において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお詳細は別に定める。

4 事業内容

(1) 臨床研修事業

平成17年6月28日医政発第0628012号厚生労働省医政局長通知「歯

科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
(以下「施行通知」という。)に基づく事業とする。

(2) 臨床研修支援事業

支援対象者に対して行う次の事業とする。

① 技術修練及び指導

施行通知に基づく指導歯科医が支援対象者に行う技術修練及び指導

② 進路指導

施行通知に基づくプログラム責任者又はこれに準ずる者が支援対象者に行う進路指導(歯科医師以外の進路を含む。)

③ 進路(就職)セミナー

歯科医師以外の職種に就業することを目的として行う啓発セミナー又は合同企業説明会等

5 申請の手続き

補助金の申請は、臨床研修施設群単位で所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設(原則として、単独型・管理型臨床研修施設)が手続きを行うこととする。

(1) 管理型臨床研修施設が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修施設が当該臨床研修施設群の補助対象施設(協力型臨床研修施設)の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

(2) 同一の臨床研修施設群において、補助対象外の協力型臨床研修施設が参加している場合には、研修歯科医の受け入れの実態等(人数、期間等)によって、補助基準額を減額するものとする。

6 書類の保管等

臨床研修支援事業を行う事業者は、次の資料を補助金と事業に係る証拠書類等とともに保管すること。

(1) 支援対象者の出席簿その他支援の状況に関する資料

(2) 支援対象者が歯科医師国家試験の受験資格を有することを証する書類

病院内保育所運営事業実施要綱

第1 目的

この制度は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

第2 補助対象事業

補助対象事業は第4に掲げる法人等が第1に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。

第3 補助対象施設

補助対象施設は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設であって、第6に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

なお、標準的な保育料については、別に定めるものとする。

第4 実施主体

病院内保育所運営事業の実施主体は国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、社団法人及び財団法人等とする。

ただし、第9に掲げる施設整備事業については、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会を含むものとする。

第5 実施主体の義務

実施主体は施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

第6 病院内保育施設の種別

病院内保育施設の種別はA型及びB型とし、A型は児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものでB型に該当しないものとする。B型は児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するものとする。

ただし、児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものをA型特例とし、B型のうち児童30人以上で保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。

第7 病児等保育

病児等保育の実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第8 緊急一時保育

緊急一時保育については、24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者が、夜間において緊急の勤務を必要とする場合に、医療機関が予め委託契約をしている保育サービス提供者において保育を行った場合とし、実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第9 施設整備事業

病院内保育所の新築・増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）事業とする。

第10 国の補助

国は予算の範囲内で病院内保育所運営事業に要する経費について、別に定める基準により補助するものとする。

院内助産所・助産師外来開設促進事業及び助産師 活用地域ネットワークづくり推進事業実施要綱

第1 「院内助産所」「助産師外来」施設・設備整備事業

1. 目的

この事業は、妊産婦等の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」（以下「院内助産所等」という。）の開設を促進することを目的とする。

2. 補助対象

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関等」という。）の開設者が、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合の施設整備及び設備整備を交付の対象とする。

（ただし、公立の医療機関等を除く。また、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関等に限る。）

3. 定義

この実施要綱における「院内助産所」とは、緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行い、また、「助産師外来」とは、医療機関等において、外来で、正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものとする。

第2 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

1. 目的

院内助産所等の開設を促進するため、院内助産所等を開設しようとする医療機関管理者や、院内助産所等で助産や妊産婦の相談業務等に従事する医師や助産師に対する研修を行い、安全・安心・快適なお産の場の確保を目的とする。

2. 補助対象

都道府県（委託を含む。）が実施する事業を補助対象とする。

3. 実施方針

(1) 都道府県において、院内助産所等を開設しようとする医療機関の管理者や医師、助産師等を募集するとともに、研修場所や研修内容の調整を行う。

- (2) 研修については、先駆的な院内助産所等の体制整備に取り組んでいる医療機関での研修や、院内助産所等を開設しようとする医療機関等に先駆的な院内助産所等の体制整備に取り組んでいる産科・産婦人科の医師や助産師、医療機関管理者を招聘し実施するものとする。
- (3) 研修内容については、以下のような研修を実施するものとする。
- ・産科・産婦人科医師や助産師等による安全管理や、医師と助産師との連携・協働体制の整備のあり方
 - ・その他 1. の目的に資するもの
- (4) 研修については、一医療機関からの複数人の参加及び複数の機会でも可能とするなど、参加者への配慮を行うことが望ましい。

第3 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業

1. 目的

助産師を活用する体制の整備を進めるため、各都道府県に、助産師の養成・確保・活用策や医療機関等の連携体制、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。）第20条第1号に規定する学校（以下「助産師学校」という。）及び第20条第2号に規定する助産師養成所の学生の実習の場の確保等を協議する「助産師確保連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、助産師の確保・活用を図ることを目的とする。

2. 補助対象

都道府県が設置する協議会に要する経費を補助対象とする。

3. 実施方針

- (1) 都道府県に、助産師養成所、助産師養成課程を有する大学・短期大学及び産科医療機関を含む関係者からなる協議会を設置する。
- (2) 協議会においては、助産師の養成・確保・活用策について協議する。

その際には、助産師の確保が困難な医療機関等での助産師確保策に関する地域の関係医療機関との連携方法や、「産科診療所における助産師確保モデル事業」も活用したいわゆる潜在助産師の助産業務への復帰支援策、助産師学校・助産師養成所の学生実習の場の確保、助産所助産師の連携・活用等、都道府県の地域の実情に応じた対策を検討するものとする。

小児科・産科連携病院等支援事業実施要綱

1. 目的

この事業は、小児科・産科医療体制の集約化・重点化に伴う小児科・産科病床の医療機能の移転（以下「機能移転」という。）を推進することにより、小児科・産科における限られた医療資源の重点的かつ効率的な配置による地域の医療連携体制の構築を図ることを目的とする。

2. 補助対象

(1) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

連携強化病院への機能移転に伴い小児科・産科病床の削減・廃止を行う医療機関（普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人が整備、運営する医療機関を除く。以下「連携病院等」という。）を交付の対象とする。

なお、補助の対象となる経費の算定期間等については、以下のとおりとする。

① 算定期間

小児科・産科病床の削減・廃止の実施日から1年を超えない期間とする。

② 交付申請を行う年度

小児科・産科病床の削減・廃止の実施日の属する年度又はその翌年度のいずれかに限るものとする。

(2) 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業

機能移転に伴い小児科・産科病床を他の医療機能部門等（他科病床又は他の診療機能等）への転換整備を行う連携病院等を交付の対象とする。

ただし、転換整備を行う病床が都道府県の医療計画上、病床過剰地域における過剰分の病床である場合については、他の診療機能等への転換整備に限るものとする。

3. 運営方針及び整備基準

(1) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業

小児科・産科病床を削減・廃止し、連携強化病院への機能移転を行い、連携強化病院と連携した小児科・産科の医療の提供を行うこと。

(2) 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業

ア. 施設

小児科・産科病床を削減・廃止し、機能移転に伴い転換整備を行うにあたり必要な改修工事を行うものとする。

イ. 設備

小児科・産科病床を削減・廃止し、機能移転に伴い転換整備を行うにあたり必要となる医療機器等を備えるものとする。

4. その他

小児科・産科連携病院等協力体制促進事業の補助申請にあたっては、連携病院等における機能移転後の運営に係る計画（提供する医療内容（診療科目等）及び人員配置等）を作成すること。（任意様式）

医療機関アクセス支援車整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、医療機関又は診療科の廃止等に伴い、医療機関へのアクセスが困難となる地域から医療機関の所在する地域へ車を定期的に運行し、患者の医療機関へのアクセスを確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 整備基準

整備に当たっては、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 医療機関又は診療科の廃止等に伴い、受診する必要がある診療科を有する医療機関までに要する時間が増加し、通常交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域にあっては徒歩で）概ね1時間以上を要する地域から医療機関までのアクセスを確保するためのものであること。
- (2) 専ら医療機関を利用する必要がある患者及びその付き添い等を行う必要がある家族を利用者とする。
- (3) 運行に当たっては、利用者により適正な費用負担が行われること。

産科診療所における助産師確保モデル事業実施要綱

1. 目的

助産師の産科診療所への就業の促進を図るため、都道府県が企画立案・評価し、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行うことにより、産科診療所における安心・安全な助産の充実に資する。

2. 委託先

都道府県

3. 事業の内容

都道府県が産科診療所における助産師確保モデル事業の具体的な検討を行い、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術等に係る臨床実務研修等を行うものとする。

4. 事業の実施

(1) 助産師確保対策事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催 実施期間

原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。

(2) モデル事業の実施

ア モデル1（潜在助産師）

事業の実施期間、定員

(1) 実施期間 30日～60日程度

(2) 定員 10人程度

イ モデル2（助産師免許を取得していて病院等に就業している看護師）

事業の実施期間、定員

(1) 実施期間 20日～40日程度

(2) 定員 10人程度

※モデル1及びモデル2を併せて実施することも可

(3) 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は産科診療所における助産師確保モデル事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

産科診療所における助産師確保モデル事業の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。

専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業実施要綱

1. 目的

がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアの充実のため、都道府県が企画立案・評価し、臨床実務研修を実施することにより、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。

2. 委託先

都道府県

3. 事業の内容

都道府県が専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の具体的な検討を行い、臨床実践能力の高い看護師の育成強化の推進を図るための実務研修を行うものとする。

4. 事業の実施

(1) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催

実施期間

原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。

(2) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業（実務研修）の実施事業の実施期間、定員、対象者及び研修実施医療機関

ア 実施期間 原則40日

イ 定員 20人程度

ウ 対象者 がん看護又は糖尿病看護を実施している看護師

エ 研修実施医療機関 研修の実施に適した病院

(3) 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。

救急医療対策事業実施要綱

第 1	小児救急電話相談事業	1
第 2	初期救急医療体制 (休日夜間急患センター、小児初期救急センター)	2
第 3	小児救急地域医師研修事業	3
第 4	入院を要する(第二次)救急医療体制 (病院群輪番制病院、共同利用型病院、小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院運営事業、管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業、ヘリコプター等添乗医師等確保事業)	3
第 5	救急医療専門領域医師研修事業	8
第 6	救命救急センター	8
第 7	高度救命救急センター	10
第 8	ドクターヘリ導入促進事業(夜間搬送モデル事業を含む)	11
第 9	救急救命士病院実習受入促進事業	12
第10	救急勤務医支援事業	14
第11	非医療従事者に対する自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業	14
第12	救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報センター)	15
第13	救急患者受入コーディネーター事業	17
第14	中毒情報センター情報基盤整備事業	18
第15	救急医療支援センター運営事業	18
第16	救急医療トレーニングセンター運営事業	19

第1 小児救急電話相談事業

1. 目的

この事業は、都道府県が地域の小児科医師による小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、都道府県内における患者の症状に応じた適切な医療提供体制の構築を目的とする。

2. 補助対象

都道府県（委託を含む。）が整備、実施する事業を補助対象とする。

3. 実施方針

- (1) 夜間等において、小児患者の保護者等（以下「相談者」という。）からの電話相談に、原則として地域の小児科医師（研修等により、小児科医師と同等の知識を有する小児科以外の医師を含む。）が対応し、適切な助言及び指示を行うものとする。なお、小児科医師は、対応に当たり、診断に必要な情報を得られないまま、相談者に対し処置方法などの指示をしてはならないこと（医師法第二十条及び平成9年12月24日付け健政発第1075号参照）に留意するとともに、指示を行った場合には、診療録へ記載し、保存するものとする。

また、地域の実情により、小児科医師以外の者が電話相談に一次的に対応する場合においては、小児科医師による支援体制を確立のうえ実施するものとする。

なお、この場合にあっては、診断に必要な情報が得られるときには、小児科医師以外の者に代わって小児科医師が相談者に対し適切に指示を行うなど、相談内容に応じて小児科医師が直接対応出来る体制を確保するものとする。

- (2) 電話相談の開始に当たっては、相談者に対し、本事業における小児科医師の助言及び指示、または小児科医師以外の者が行う助言は、電話を通じた限られた情報に基づくものであって、相談者の判断の参考とするためのものであることを十分に説明し、理解を得た上で行うものとする。
- (3) 相談者のプライバシー保護に努め、相談記録等の情報の管理には十分配慮を行うものとする。
- (4) 相談者から、受診をするための医療機関の照会があった場合には、受入れ可能な医療機関を相談者に回答するものとする。なお、回答に当たっては、救急医療情報センターの活用や受入れ医療機関のリストの作成等、地域の実情に応じて実施するものとする。
- (5) 都道府県において、地域の関係者からなる協議会を設置し、事業の実施計画の策定、事業実施のためのマニュアルの整備及び事業の評価等、事業の実施に必要な企画・調整等を行うものとする。
- (6) 事故発生時を含め、本事業の実施の責任については、関係者間で十分に協議し、明確にするものとし、業務委託等の際は契約を適切に締結するものとする。

4. 整備基準

- (1) 相談者は、全国同一の短縮番号（#8000）により、相談を行う小児科医師等に架電することが可能であること。
なお、全国同一短縮番号が使用不可能な場合を考慮する観点から、当該短縮番号に加え、当事業の専用電話番号を設け、両番号を併用して実施することが望ましいものであること。
- (2) 複数の小児科医師等が相談に当たる場合等においては、相談者が単一番号に架電すれば、転送機器等を使用することにより、担当する小児科医師等へ転送されるようにすること。
- (3) 相談に当たる小児科医師等について複数名による当番制を採る場合等においては、相談記録等の通送などにより、事業が円滑に実施されるようにすること。

第2 初期救急医療体制

1. 目的

- (1) 休日夜間急患センター事業は、休日及び夜間の診療を行う急患センターを整備し地域住民の急病患者的の医療を確保することを目的とする。
- (2) 小児初期救急センター事業は、小児の急病患者を受け入れるため、小児救急医療支援事業等の二次救急病院と連携し、小児患者の休日夜間の診療体制を確保することを目的とする。

2. 補助対象

- (1) 地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する休日夜間急患センターの施設整備、設備整備を交付の対象とする。
- (2) 地方公共団体が実施する小児初期救急センターの運営又は、地方公共団体の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターの運営、施設整備又は設備整備を交付の対象とする。

3. 整備基準

- (1) 休日の診療とは、次のアからエに掲げる日の午前8時から午後6時までの間に診療を行うことをいい、夜間の診療とは午後6時から翌日午前8時までの間に診療を行うことをいう。
 - ア 日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める祝日及び休日
 - ウ 年末年始の日（12月29日から1月3日まで）
 - エ 週休二日制に伴う土曜日又はその振替日
- (2) 施設及び設備
 - ア 休日夜間急患センター
休日夜間急患センターとして必要な診療部門等及び医療機器等を備えるものとする。

イ 小児初期救急センター

小児初期救急センターとして必要な診療部門等及び医療機器等を備えるものとする。

(3) 地域住民に対して救急医療に関する情報提供を行う。

第3 小児救急地域医師研修事業

1. 目的

この事業は、地域の小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療及び児童虐待に関する研修を実施することにより、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図ることを目的とする。

2. 補助対象

都道府県知事が設定する区域で厚生労働大臣が適当と認めた区域において、都道府県（委託を含む。）が、地域の病院、診療所等の小児科医師、内科医師等を対象として実施する下記研修とする。

- (1) 内科系の小児救急医療に関する医師研修
- (2) 外科系の小児救急医療に関する医師研修
- (3) 児童虐待（行政機関との連携等を含む）に関する医師研修

3. 実施基準

- (1) 当該研修の実施区域を含む二次医療圏については、小児救急医療体制に係る関係者の協議が行われていること。（地域の実情により、都道府県単位など、広域的に協議が行われている場合を含む。）
- (2) 地方公共団体が実施する在宅当番医制（休日夜間急患センター及び小児初期救急センターへの出務によるものを含む。）に参加する医師が主たる対象として研修が行われると確実に見込まれること。
- (3) 研修の実施に当たっては、地域の関係者による研修のための協議会を都道府県単位で設置し、研修内容及び実施計画の策定等を行うこと。なお、研修内容等については、関係団体及び関係学会等と連携し策定することが望ましい。

第4 入院を要する（第二次）救急医療体制

1. 目的

(1) 病院群輪番制病院、共同利用型病院及び小児救急医療支援事業（以下病院群輪番制病院等運営事業という。）は、地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による入院を要する（第二次）救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

(2) 小児救急医療拠点病院運営事業は、都道府県が地域の実情に応じて小児

救急医療拠点病院を整備し、休日夜間急患センター、小児初期救急センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設及び小児救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする小児の重症救急患者の医療を確保することを目的とする。

(3) 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業は、都道府県が地域の実情に応じて管制塔機能を担う医療機関（以下「管制塔病院」という。）及び支援医療機関を設定し、症状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を転送・紹介する体制を整備することにより、救急搬送患者が円滑に受け入れられる救急医療体制を構築することを目的とする。

(4) ヘリコプター等添乗医師等確保事業は、離島、山村において、発生した重症救急患者をヘリコプター等により搬送する際、地方公共団体の要請により、機内において早期に必要な救急処置を行うため、添乗する医師を確保することを目的とする。

2. 補助対象

(1) 病院群輪番制病院等運営事業

ア 地域設定

地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

イ 病院

地方公共団体又は地方公共団体の長の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、医師等の医療従事者の確保及び救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関としての診療機能を有する病院とする。

ウ 交付

病院群輪番制病院の施設整備、設備整備及び共同利用型病院、小児救急医療支援事業の運営費、施設整備並びに設備整備を交付の対象とする。

(2) 小児救急医療拠点病院運営事業

ア 地域設定

地域設定は、原則として複数の二次医療圏単位とする。ただし、複数の二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

イ 病院

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、小児科医師、看護師等の医療従事者の確保及び小児の救急専用病床の確保等、入院を要する（第二次）救急医療機関として診療機能を有する病院とする。

(3) 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業

ア 地域設定

地域設定は、原則として二次医療圏単位とする。ただし、二次医療圏単位によりがたい地域については都道府県知事が設定する地域で厚生労働大臣が適当と認めたものとする。

イ 医療機関

(7) 管制塔病院

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する病院で相当数の病床を有し、支援医療機関、支援診療所と連携して常時休日夜間における救急患者受入体制を確保している第二次救急医療機関等とする。

(イ) 支援医療機関

管制塔病院と連携し、管制塔病院からの転送・紹介患者を受け入れるために必要な空床を確保し、必要に応じて管制塔病院への医師の応援派遣等を行う医療機関とする。

(ウ) 支援診療所

管制塔病院と連携し、必要に応じて管制塔病院への医師の応援派遣等を行う診療所とする。

(4) ヘリコプター等添乗医師等確保事業

救急患者の搬送にヘリコプター等を使用し、これに医師等を添乗させる事業を行っている地方公共団体とする。

3. 運営方針

(1) 病院群輪番制病院等運営事業

ア 病院群輪番制病院及び共同利用型病院運営事業

地域の実情に応じた次の方式により休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。

(7) 病院群輪番制方式

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により実施するものとする。

(イ) 共同利用型病院方式

医師会立病院等が休日夜間に病院の一部を解放し、地域医師会の協力により実施するものとする。

イ 小児救急医療支援事業

地域の小児科を標榜する病院群又は病院が病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えるものとし、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるものとする。

(2) 小児救急医療拠点病院運営事業

小児救急医療拠点病院は、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整えるものとし、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れるものとする。

(3) 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業

ア 管制塔病院

管制塔病院は、適切な受け入れ医療機関を紹介することも含め救急搬送患者を確実に受け入れ、重症度、緊急度等に基づく診療の優先順位に応じて診療を行う等必要な対応を行うものとする。

また、都道府県と協力し、地域において救急搬送患者が円滑に受け入れられる救急医療体制を構築するにあたって中心的役割を担うものとする。

イ 支援医療機関

支援医療機関は、原則として、必要な空床を確保し、管制塔病院からの転送・紹介患者を受け入れるものとする。

また、支援医療機関は、管制塔病院からの要請により、必要に応じて管制塔病院に医師の応援派遣等を行うものとする。

ウ 支援診療所

支援診療所は、管制塔病院からの要請により、必要に応じて管制塔病院に医師の応援派遣等を行うものとする。

(4) ヘリコプター等添乗医師等確保事業

地方公共団体は、ヘリコプター等による救急患者の搬送に当たっては、次により添乗医師等を確保するものとする。救急患者1人の搬送に対し、原則として医師1人の添乗とする。

ただし、救急患者の症状に応じて看護師等1人の添乗を追加できるものとする。

4. 整備基準

(1) 病院群輪番制方式

ア 当番日における入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。

イ 当番日における病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。

(2) 共同利用型病院方式

ア 入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。

イ 病院の診療体制は、通常の当直体制の外に重症救急患者の受け入れに対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。

(3) 小児医療拠点病院

ア 小児重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療機能及び専用病床を確保するものとする。

イ 病院の診療体制は、休日夜間に小児重症救急患者の受け入れに常時対応できる小児科医師及び看護師等医療従事者を確保するものとする。

(4) 管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業

ア 管制塔病院

(ア) 救急患者を確実に受け入れ、直ちに症状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科に転送・紹介するため、支援医療機関と連携し、地域で受け入れ可能な空床を確保するための調整機能を有するものとする。

(イ) 病院の診療体制は、休日夜間に症状等に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を転送・紹介する業務等に対応できる医師等医療従事者を確保するものとする。

また、必要に応じ、医師の負担軽減のための診療補助者（診療記録管理者、医師事務作業補助者等）を確保するものとする。

イ 支援医療機関

管制塔病院と連携し、地域で必要となる受け入れ可能な空床を確保するものとする。また、管制塔病院からの要請に応じるため、派遣のために必要な医師を確保するものとする。

ウ 支援診療所

管制塔病院からの要請に応じるため、派遣のために必要な医師を確保するものとする。

(5) ヘリコプター等添乗医師等確保事業

地方公共団体は、ヘリコプター等へ容易に添乗できる体制を確保するものとする。

(6) 施設及び設備

ア 病院群輪番制病院及び共同利用型病院運営事業

(7) 施設

入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な診療部門（診療室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室等）及び専用病室等を設けるものとする。

また、必要に応じ、心臓病及び脳卒中の重症救急患者を受け入れるため、心臓病専用病室（CCU）及び脳卒中専用病室（SCU）を設けるものとする。

(1) 設備

入院を要する（第二次）救急医療機関の診療機能として必要な医療機械を備えるものとする。

また、必要に応じ、心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器を備えるものとする。

このほか、必要に応じて、搬送途上の患者の様態を正確に把握し、医師の具体的指示を搬送途上に送るため、地域の中心的な入院を要する（第二次）救急医療機関に心電図受信装置を備えるものとする。

イ 小児救急医療拠点病院

(7) 施設

小児重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な小児科診療部門（診療室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室等）、小児専用病室等を設けるものとする。

(1) 設備

小児重症救急患者の入院を要する（第二次）救急医療機関として必要な医療機械等を備えるものとする。

ウ 管制塔病院

(7) 施設

必要に応じ、適切な場所にヘリポートを設けるものとする。

(1) 設備

必要に応じ、診療体制の充実のための医療機器の整備や環境の整備を行うことができるものとする。